



信越化学グループ CSR調達ガイドライン

2017年3月

信越化学工業株式会社

目次

はじめに

信越化学グループのCSR

信越化学グループの資材調達

信越化学グループの調達基本方針

お取引先の皆様へ -信越化学グループからのお願い-

- 0. 人権の尊重
- 1. 法令の遵守・コンプライアンス
- 2. 社会的責任の推進
- 3. マネジメントシステム

はじめに

平素は格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

ご高承のとおり、世界的に「企業の社会的責任（CSR）」に対する関心が高まっております。事業活動のグローバル化に伴い、企業のサプライチェーンが国境を越えて展開されており、企業はどのようにしてステークホルダーと良好な関係を築いて行くかが問われています。このような状況の下、企業の事業活動に対する社会や市場からの要請は自社の活動のみならず、パートナーのお取引先様と共に取り組んでいく活動の実践にまで広がりを見せています。

信越化学グループは遵法に徹し公正な企業活動を行うことを経営の基本として、社会から信頼される会社として、常に安全と環境を最優先とした企業活動を積み重ねてきました。そして、素材と技術を通じて地球環境の保全に貢献することにも力を注いでいます。また、信越化学グループは国連が提唱するグローバル・コンパクトに参加し、その10原則の支持を表明し、積極的にCSR活動に取り組んでいます。

資材の調達においても持続可能な社会の実現に向け、**サプライチェーン全体での認識共有と活動の推進**が効果的であると考え、本ガイドラインを作成いたしました。本ガイドラインは信越化学グループが取り組んでいるCSR活動をお取引先様にご理解いただくとともに、お取引先様の川上のサプライチェーンにも取組みを促進していくことで、**お取引先様と共にCSR活動を推進していく**ことを目的としています。また、本ガイドラインは変化する国際社会の要請に応じて、適宜見直し、改定していくものであることをご理解ください。

信越化学工業株式会社

資材部

信越化学グループのCSR

近年、社会生活が複雑化、多様化する中で、企業の社会的な責務はますます増大しています。その中で、私たちは企業理念の「**遵法に徹して公正な企業活動を行い、素材と技術による価値の創造を通じて、暮らしや社会と産業に貢献する**」を実践するために、これまで多岐にわたる活動に取り組んできました。法令遵守と公正な企業活動を全ての活動の礎として、私たちはグループ内で「社会的責任」に関する検討を重ね、信越化学グループの「CSRの重要課題」を下の図に示した項目として改めて明示することを正式に機関決定いたしました。今後、信越化学グループはCSRの重要課題に取り組みながら事業活動を行うことで、社会からの要請に応え、技術と製品で課題の解決に貢献し、社会的責任を着実に果たしていくことによって「地球の未来への貢献」を目指します。

【信越化学グループのCSR重要課題】



信越化学グループの資材調達

信越化学グループは創業以来、素材の開発・製品の安定供給を通じて、さまざまな産業分野において品質や性能の向上、軽量・小型化、低コスト化などに貢献してきました。信越化学グループが世界トップクラスの素材メーカーとして、さらに皆さまの暮らしや社会と産業に貢献できるよう資材調達ではグローバルな視点で**より優れた品質、適正な価格の製品を安定供給**していただくことを考えています。また、**安全確保と環境保全、省資源・省エネルギー**などを常に考慮し、**省資源・省エネルギー関連法規を遵守した公平公正な調達**をこころがけております。

購買・調達活動においても、このような理念をもとに、次の**調達基本方針**を定め、**社内外に周知**しています。

信越化学グループの調達基本方針

1. 法令の遵守

信越化学グループは、経営目標の最重要項目に法令遵守を掲げ、従業員一人ひとりが社会的責任を自覚し、法令、倫理および会社の諸規程を遵守した業務活動を行っています。購買・調達活動においても誠実かつ公平にこれを行い、不当に便宜を図ったり、不当な要求をいたしません。また、直接お取引する調達先はもちろん、その先の供給者まで、連鎖するサプライチェーンにおける国際労働機関（ILO）の主要な労働基準遵守をはじめ、環境に配慮すべき法令ならびに中小企業等を含むお取引に係る法令等に則った行動を推進するため、相互の信頼を第一に取り組んでまいります。

2. 企業の社会的責任の推進

信越化学グループは、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility = CSR）を果たすための諸活動を推進しています。CSRの推進にはお取引先の皆様の協力も不可欠であり、次の事項をお願いするとともに、相互の信頼友好関係を保つよう努めます。

- (1) 社会規範、倫理および法令の遵守の強化・推進を図ること
- (2) 安全防災と環境保全を最優先事項とし、環境規制化学物質の管理ならびにグリーン購買・調達に協力し、自らも配慮すること
- (3) 納入物品の安全・信頼性の確保、不測の事態への迅速な対応についての確公正な情報開示に努めることなど、リスクマネジメントを展開すること
- (4) 人権を尊重しあらゆる不当な差別をしないこと。国際労働機関（ILO）の労働基準を守り不当な労働行為をさせないこと
- (5) 機密情報および個人情報の漏洩を防止すること。また、第三者の知的財産の権利を尊重すること
- (6) 生物多様性の保全に配慮すること
- (7) コンゴ民主共和国およびその周辺国の紛争地域における武装勢力の資金源となる紛争鉱物を調達しないこと

3. 取引先の選定

信越化学グループは、取引の門戸を開放し、広く世界に求め、開放的・公平公正・内外機会均等を基本に、①国際競争力のある品質、価格、納期および供給安定性、②お取引先様の経営安定性、信頼性、技術力など客観的基準、③企業の社会的責任の推進で掲げた事項、を総合的に勘案し、経済合理性に基づいてお取引先様の選定を行います。

4. 取引先育成と見直し

信越化学グループは、取引のために必要不可欠な情報をお取引先様に提供するとともに、お取引先様におけるVA、VE*の改善活動や品質の維持、向上に協力いたします。信越化学グループはまたお取引先様について定期的にまたは随時必要に応じて、パフォーマンスの評価、見直しを推進します。

- * VA、VE (Value Analysis : 価値分析、Value Engineering : 価値工学)
顧客満足の高い価値ある新製品の開発や、既存製品の改善のための手法

お取引先の皆様へ -信越化学グループからのお願い-

信越化学グループが事業を展開する上で、信越化学グループが遵守し、かつ、お取引先様にも遵守をお願いするCSR調達推進項目を以下に記載しました。信越化学グループの調達基本方針と併せて、信越化学グループへのご理解を深めていただくための一助となれどと存じます。

	CSR 調達推進項目		掲載ページ
0. 人権の尊重	0-1	差別の排除	7
	0-2	強制労働の禁止	7
	0-3	非人道的な扱いの禁止	7
	0-4	労働者の権利	7
	0-5	児童労働の排除と若年労働者の保護	8
	0-6	労働時間	8
	0-7	労働安全衛生	8
	0-8	賃金	9
1. 法令の遵守・コンプライアンス	1-1	優越的地位の濫用防止	10
	1-2	インサイダー取引の禁止	10
	1-3	汚職・賄賂の禁止	10
	1-4	競争法の遵守	10
	1-5	不正競争の防止	10
	1-6	反社会的勢力との断絶	11
	1-7	輸出入法令の遵守	11
2. 社会的責任の推進	2-1	公正な事業活動	12
	2-2	安全防災	12
	2-3	環境保全	13
	2-4	グリーン購買・調達の推進	13
	2-5	納入品の安全・信頼性	14
	2-6	機密保持	14
	2-7	知的財産権の尊重と保護	14
	2-8	通報者の保護と報復の排除	14
	2-9	紛争鉱物	15
	2-10	天然資源の保全	15
	2-11	社会貢献	15
3. マネジメントシステム	3-1	事業活動の点検・改善	16
	3-2	社内外への周知、情報開示	16
	3-3	社内研修	16
	3-4	監査と改善	16
	3-5	事業の継続	16
	3-6	サプライチェーンマネジメント	17

0. 人権の尊重

0-1. 差別の排除

- ◆ 求人・雇用における差別をなくし、**機会均等と処遇における公平**の実現に努める。
 - * 差別とは、個人の能力・適性・成果等の合理的な要素以外に、採用・昇進・報酬及び研修受講等の機会や処遇に差をつけることをいう。

差別事由の例
年齢、性別、人種、信条、宗教、社会的身分、国籍、民族、妊娠の有無、配偶者の有無、政治的指向、性的指向、性同一性、身体・精神障害、労働組合員であるかどうか、肝炎・HIV等の感染の有無、軍役経験、遺伝情報

- ◆ 労働者または採用候補者に対し、差別的に使用される可能性がある医療検査を行わない。
- ◆ 労働者が宗教上の慣習を行えるよう、適度な範囲で便宜を図る。

0-2. 強制労働の禁止

- ◆ あらゆる形態の強制労働を禁止する。

強制労働：自由意思によらないすべての労働のことで、例えば下記のようなものを指す。	
1	借金などの返済のために離職の自由が制限される債務労働
2	人身売買の結果として行われる奴隷労働
3	過酷な環境における非人道的な囚人労働
4	労働者の募集・採用の際に、労働者に過重な手数料を課すこと
5	労働者の自由な離職の権利がないこと
6	労働者の母国語でない、または精通していない言語で作成された雇用条件の記述を含む雇用契約書を締結すること
7	政府発行の身分証明書、パスポート、労働許可証等を雇用者に預託すること
8	寮や職場の出入りに不合理な制約を課すこと

* 関連法令：英国現代奴隷法（UK Modern Slavery Act 2015）

0-3. 非人道的扱いの禁止

- ◆ 労働者の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける各種ハラスメント（嫌がらせ）をはじめ、虐待、体罰、抑圧等、過酷で非人道的な扱いを禁止する。

0-4. 労働者の権利

- ◆ 労働者の結社の自由を尊重する。
 - * 労働環境、労働条件、賃金水準等の労使間協議を実現するために組織をつくり、運営するための権利を指す。

0-5. 児童労働の排除と若年労働者の保護

- ◆ 児童の雇用を行わない。(下記表参照)
- ◆ 所在国・地域の法令に基づき若年労働者を保護する。(下記表参照)

内容	年齢	要求事項
児童労働の排除	・15歳未満 ・該当国の最低就業可能年齢 ・該当国の義務教育を修了する年齢	左記3つのうち、最も高い年齢に満たない者を雇用しない。
若年労働者の保護	18歳未満の者のうち、児童でない者	所在国・地域の法令に基づき保護する。 (例えば、危険な作業や残業に従事させてはならない)

0-6. 労働時間

- ◆ 労働者の年間所定労働日数が所在国・地域の法令に定められた限度を超えないようにする。
- ◆ 労働者の超過勤務時間を含めた1週間あたりの労働時間が所在国・地域の法令に定められた限度を超えないようにする。(緊急時、非常時を除く)
- ◆ 労働者に1週間に最低1日の休日を与える。
- ◆ 労働者に所在国・地域の法令に定められた年次有給休暇取得の権利を与える。

0-7. 労働安全衛生

- ◆ 労働者の生活のために提供される施設(寮、食堂、トイレ等)の安全衛生を適切に確保する。

労働者のために提供される施設の例	
1	職場で提供されるトイレ、水飲み場、食堂
2	職場外で提供される寮や食堂
安全衛生の確保の例	
1	施設や寮は清潔かつ衛生が保たれている
2	施設や寮には適切な火災対策、換気、温度管理、緊急避難口が提供されている
3	食堂は清潔な環境で調理され、清潔に保存された食品が提供される
4	安全な飲料水の提供
5	適切な広さの個人スペースを提供する寮
6	適切な入浴およびシャワー温水が提供される
7	個人所持品の安全な保管ができるロッカー

- ◆ 労働者が職場において**人体に有害な化学的・生物学的要因や騒音や悪臭等**に接する状況の特定や評価、また、その状況に対する適切な対策を講じる。
 - * 人体に有害な化学物質として、煤煙、蒸気、ミスト、粉塵、毒劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質(鉛、アスベストなど)などが挙げられる。また、騒音や悪臭なども著しい場合には人体に有害なものとして挙げられる。
- ◆ 労働者が、身体的負担のかかる状況におかれていることを特定し、その状況を調査・管理する。

* 身体的負担のかかる状況として、手動での運搬作業などの重労働、長時間にわたる立ち仕事、組み立てなどにおける極度な反復作業等がある。

◆ すべての労働者に対し適切な健康管理を行う。

* 労働者の健康促進を図るため、所在国・地域の法令の定める水準において健康診断などを実施する。

0-8. 賃金

◆ 超過勤務分を含む賃金は所在国・地域の賃金関連法令を遵守し、**最低賃金額以上を支払う。**

◆ 福利厚生に関する所在国・地域の法令を遵守する。

◆ 不当な賃金減額を行わない。

* 不当な賃金減額とは、所在国・地域の労働関係法令等に違反する賃金減額のことを指す。

◆ 実施した作業に対する正確な賃金の支払いを労働者が確認できる給与明細を提供する。

◆ 賃金は毎月一回以上、一定の期日を定めて遅滞なく支払う。

1. 法令の遵守・コンプライアンス

1-1. 優越的地位の濫用防止

- ◆ 優越的地位の濫用に関する所在国・地域の法令を遵守する。（日本では**下請法等**）
- ◆ 契約等に基づき、誠実かつ公平公正な取引を行う。購入者や委託者という立場を利用して取引先等との取引条件を一方的に決定するなど**不合理な要求や義務を課さない**。
- ◆ 優越的地位の濫用により**取引先に不利益を与える行為をしない**。

優越的地位濫用の例	
1	取引の相手方からの商品受け取りの拒否
2	受け取った商品を相手方に返品
3	対価の支払いの遅延
4	対価の支払いの減額

- ◆ 取引先等に対し**従業員の派遣要請や協賛金の負担要請をしない**。

1-2. インサイダー取引の禁止

- ◆ 顧客などの業務に関する非公開の重要情報をもとに該当会社の株式等の売買を行う**インサイダー取引**を行わない。

1-3. 汚職・賄賂の禁止

- ◆ 不当な利益・優遇措置の獲得・維持を目的に、公務員、顧客、取引先などに対する接待・贈答・金銭の授受・供与を行わない。

1-4. 競争法の遵守

- ◆ 所在国・地域の競争法を遵守し、競争者間での価格に関する協議・制限、市場分割、生産制限等のカルテル行為や入札談合行為の未然防止のための対策を実施する。（日本では独禁法）

1-5. 不正競争の防止

- ◆ 他社の営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で不正取得、領得、不正使用、不正開示をしない。他社との秘密保持契約を遵守する。
- ◆ 著名表示冒用行為をしない。
 - * 他人の著名な商品等の表示と同一もしくは類似のものを、自己の商品等の表示として使用、譲渡等することと言う。
- ◆ 商品形態模倣行為をしない。
 - * 他人の商品の形態を模倣した商品(最初に販売された日から起算して3年)を譲渡、貸与、展示、輸出入する行為のことと言う。

- ◆ 自社の文書・電子媒体等に含まれる技術・ノウハウの流出防止を図る。自社の取引先と秘密保持契約を締結する。

1-6. 反社会的勢力との断絶

- ◆ 社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力とは、**取引関係を含めて一切の関係をもたない、また、反社会的勢力への資金提供は行わない。**

1-7. 輸出入法令の遵守

- ◆ 所在国・地域の法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きを行う。

2. 社会的責任の推進

2-1. 公正な事業活動

- ◆ 社会的責任を果たし、事業を継続するために、健全かつ公明正大な事業経営と、**会社情報の適時開示**を行う。
 - * 労働、安全衛生、環境、事業活動、財務状況や業績に関わる情報開示は関連する所在国・地域の法令と業界の慣例に従って行い、報告の誤謬、記録の改ざん、虚偽表示をしない。

2-2. 安全防災

- ◆ **職場の安全**に対するリスクを評価し、適切な設計や技術・管理手段によって安全を確保する。

職場の潜在的リスクの例	安全対策の例
電気およびその他のエネルギー、火気、乗物、滑り・つまずき易い床面および落下の危険など	・機械・装置をロックアウト、タグアウトする。 ・個人保護用具（保護メガネ、安全帽、手袋等）を提供する。 ・危険エリアに安全標識を付ける。（立入禁止等） ・労働者への安全教育を実施する。

- ◆ 自社で使用する製造装置とその他機械装置に、**適切な安全対策**を講じる。
 - * 機械装置が労働者に負傷を及ぼす危険がある場合、安全装置やフェイルセーフ、フールプルーフ、インターロック、防護壁等の安全対策を講じ、適正なメンテナンスを行う。
- ◆ **労働災害や労働疾病**の状況を把握し、適切な対応をする。
 - * 例えば、従業員による報告の促進、災害・疾病の分類・記録、必要に応じた治療の提供、災害・疾病の調査、是正対策の実施、従業員の職場復帰の促進等。
- ◆ 緊急災害時の場合や緊急事態が起こりうる事象を想定して、**緊急時の対応策を準備し、緊急マニュアルを制定する**。
 - * 例えば、緊急時の発生報告、従業員への通知、避難方法の明確化、避難訓練および適切な火災検知システムの設置、消火設備の設置、避難施設の設置、救急箱の備蓄、復旧計画等を指す。
- ◆ 化学物質の使用に際し、正しい取り扱い方法を労働者に周知する。
- ◆ 物流における環境負荷の低減推進とともに、**製品物流過程における安全性確保**と事故時の適切な対応を行う。

2-3. 環境保全

- ◆ **環境マネジメントシステム**を構築し、運用する。
 - * 環境マネジメントシステム：環境保全活動を推進するためのPDCAサイクルに沿った管理の仕組み
- ◆ 所在国・地域の法令に従い、法規制において必要な**環境許認可の申請・登録・届出**を行い、要求された**管理報告を行政に提出**する。
 - * 許認可の例として、大気への排出、廃水の排出、危険物の保管、使用および廃棄、廃棄物の排出に関するものが挙げられます。
- ◆ **地球温暖化防止**に向けて、温室効果ガス削減のための自主目標を設定し、計画を立案し、確実に実施する。また、継続的な削減を図る。
 - * 温室効果ガスにはいくつかの種類がありますが、特に京都議定書では二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFCs、PFCs、六フッ化硫黄の6種類が定められています。
- ◆ **大気汚染物質**に対する所在国・地域の関連法令等を遵守し、大気汚染物質を適切に処理、管理した後、排出する。また、排出ガスを定期的に分析する。
- ◆ **廃棄物は所在国・地域の法令に従い、適正に分類、保管、管理、移動、処理**する。
- ◆ 製造の過程で発生する廃水は、**所在国・地域の関連法令等を遵守し、適切に処理、管理した後、排水**する。また、排水処理の状況を定期的に監視する。
- ◆ 雨水の流出により汚染された排水等が海、湖沼、河川等の公共用水系を汚染することを防止するための体系的なアプローチを実施する。
- ◆ **省資源、省エネルギー**、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化(3R)を推進し、環境保全と汚染の予防に努める。

2-4. グリーン購買・調達の推進

- ◆ 環境に配慮した地球に優しい物品およびサービスを調達する。

グリーン購買・ 調達の例	コピー用紙や制服、事務用品ならびに事務機器など主に事務所で用いられるものを購入する場合に環境に配慮したものを購入する。
	工場で使用する原材料、副資材、部品および機器装置等を購入する場合に、環境に配慮したものを購入・調達する

- ◆ 所在国・地域の**環境規制化学物質の関連法令等に対応**し、環境に配慮した商品開発を設計の段階から行い、環境負荷の低い材料の使用を推進し、**環境負荷の軽減**を図る。

2-5. 納入品の安全・信頼性

- ◆ 製品に使用されている部材・部品の**含有物質等の情報を正確に開示**する。
- ◆ 製品設計を行う際には**十分な製品安全性を確保**できる設計を行い、製造者としての責任を考慮して販売する。製品の安全性に関しては所在国・地域の法令等で定める安全基準を満たす。
- ◆ **製品の品質確保**には、トレーサビリティ（材料・部品・工程などの履歴）などの管理および問題解決に向けた迅速な対応を含む。
- ◆ **製品に含有される化学物質の使用禁止または使用制限**に関する所在国・地域の法令、規制を遵守し、顧客の納入の要件を満たす。

2-6. 機密保持

- ◆ **コンピューターとネットワーク上の脅威**（不正アクセス・ウィルス等）**に対する防護策**を講じて、自社および他社に被害を与えないように**管理**する。
- ◆ 経営・営業・技術情報等の**機密情報を分類し、適切に管理・保護**する。
- ◆ 仕入先、顧客、消費者および労働者など、取引に関わる者全員の**個人情報**を**適切に管理・保護**する。個人情報を不正に取得、利用、開示、漏洩しない。

2-7. 知的財産権の尊重と保護

- ◆ 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等）を尊重し、第三者の知的財産の不正入手、無断利用、権利侵害を行わない。
- ◆ 技術やノウハウの移転は、知的財産権が守られた形で行う。

2-8. 通報者の保護と報復の排除

- ◆ 労働者および自社の取引先の通報者の機密性、匿名性および保護が維持されることを確保する仕組みを構築し、労働者および自社の取引先の通報者が報復の恐れなく懸念を提起できる通報手段を提供する。

2-9. 紛争鉱物

- ◆ 紛争鉱物（製品に含有されるスズ、タンタル、タングステン、金で、コンゴ民主共和国およびその周辺国の紛争地域における深刻な人権侵害の加害者である武装勢力の資金源となるもの）を調達しないことを合理的に保証するための方針を制定し、鉱物の原産地と流通経路について調査を実施し、顧客の要求に応じて、その調査結果を顧客に開示する。

* 関連法令：ドッド・フランクウォールストリート改革および消費者保護法
(Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act.)

2-10. 天然資源の保全

- ◆ 事業活動が生物多様性に与える影響を把握し、環境負荷の低減を通じて**生物多様性の保全**を図る。
- ◆ 水質汚染防止や節水、再利用などに関する自主目標を掲げ、**水資源の保全**のため活動を積極的に展開する。
- ◆ 木材・木材製品、紙、パルプの調達において、生物多様性の保全に配慮し、**森林認証**を取得している調達先から購入するように努める。

森林認証：森林が適切に管理されていることを第三者機関が認証し、当該森林から産出された木材を区分することにより、消費者が選択的にこれら木材を購入することができるようにする民間主体の制度。

PEFC	Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes (PEFC 森林認証プログラム)
FSC	Forest Stewardship Council (森林管理協議会)
SGEC	Sustainable Green Ecosystem Council (「緑の循環」認証会議)

- ◆ パーム油の調達において、生物多様性の保全に配慮し、認証された持続可能性に配慮した原産地追跡可能なものを調達するよう努める。

パーム油の認証制度	
RSPO	Roundtable on Sustainable Palm Oil (認証された油を利用した製品に付与される)
グリーンパーム	Green Palm sustainability (認証された油を利用してはいないが、代わりに証書を購入している製品に付与されるマーク)

2-11. 社会貢献

- ◆ 国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行う。

3. マネジメントシステム

3-1. 事業活動の点検・改善

- ◆ 事業活動を推進するための人権・労働、労働安全、環境保全、倫理等に関するマネジメントシステムを構築し、事業を取り巻くリスクの特定と対応を含め事業活動の点検・改善の仕組みを構築する。

参考となるマネジメントシステム（例）	
人権・労働	SA8000
労働安全	OHSAS18001
環境保全	ISO14001
情報セキュリティ	ISO27001
自然災害や事故、感染症、インフラ障害、システム障害等	事業継続マネジメント(BCM)

3-2. 社内外への周知、情報開示

- ◆ 自社のCSRに関する方針、実践方法、期待、達成目標に関する情報を労働者、サプライヤー、顧客等のステークホルダーに伝達・開示するためのプロセスを構築する。

3-3. 社内研修

- ◆ 自社のCSR方針を理解し、達成目標を実践し、所在国・地域の法規制の要求を満たすための知識やスキルを習得するため、管理者や労働者を対象とした研修を定期的に行う。

3-4. 監査と改善

- ◆ CSRに関する所在国・地域の法規制の要求、本ガイドラインの項目、顧客からの要求への遵守を確認するため、定期的に**内部監査を行う**。
- ◆ 社内または社外のCSRに関する評価、検査、調査、レビューによって見つかった欠陥や不備を適切な期間に是正するプロセスを構築する。

3-5. 事業の継続

- ◆ 自然災害、火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために対策を講じた事業継続計画を策定する。事業継続計画の例としては、自社で使用する原料・部材の調達において複数の取引先から調達し、自社製品の製造・加工を複数の拠点で行うことなどが含まれる。

3-6. サプライチェーンマネジメント

- ◆ 本ガイドラインの内容を自社での社内周知のほか、自社の取引先へも周知し理解を得る。
- ◆ 自社の取引先に対して本ガイドラインの要求事項の実践を定期的に評価する。

参考

本ガイドラインの策定にあたっては、以下の基準を参照しており、これらの基準から、本ガイドラインを理解する上でより詳しい情報が得られる可能性があります。

信越化学グループの企業理念、CSR基本方針 https://www.shinetsu.co.jp/jp/csr/csr_management.html

国連グローバル・コンパクト <http://ungcn.org/gc/index.html>

国際労働機関(ILO) 国際労働基準 <http://www.ilo.org/tokyo/standards/lang--ja/index.htm>

労働安全衛生マネジメントシステムに係るILOガイドラインの要約

<https://www.jniosh.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/kan/ilo/topics/other/guideline.html>

(ILO原文 http://www.ilo.org/safework/info/standards-and-instruments/WCMS_107727/lang--en/index.htm)

英国現代奴隷法 <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/30/contents/enacted>

OECD多国籍企業ガイドライン http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/tkk_sisin.html

国連腐敗防止条約 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_6.html

世界人権宣言 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/>

ISO 26000 <https://www.iso.org/iso-26000-social-responsibility.html>

EICC 電子業界行動規範 <http://www.eiccoalition.org/standards/code-of-conduct/>

ドッド・フランクウォールストリート改革および消費者保護法

<http://www.sec.gov/about/laws/wallstreetreform-cpa.pdf>

ISO 14001 <https://www.iso.org/iso-14001-environmental-management.html>

Social Accountability International(SAI) <http://www.sa-intl.org/>

SA 8000 <http://www.sa-intl.org/index.cfm?fuseaction=page.viewpage&pageid=1689>

Ethical Trading Initiative <http://www.ethicaltrade.org/>

OHSAS 18001 <https://www.bsigroup.com/ja-JP/OHSAS18001/>

JEITAサプライチェーンCSR推進ガイドブック <http://home.jeita.or.jp/ecb/csr/>

2017年3月 発行

信越化学工業株式会社 資材部

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 1 号

URL : <https://www.shinetsu.co.jp>